

2023年度民法展開演習 (HB) 最終到達度確認試験

2024年1月19日

松岡 久和

次の【事実】を読んで、それに続く【設問】に答えなさい (配点はおおむね5 : 5である)。

【事実 I】

1. Aには、死別した妻Bとの間に長男Cと長女Dがあり、Cには、その妻Eとの間に長男F (Aの唯一の孫) があった。また、Aは、2023年4月に連れ子のG (当時4歳男) がいたHと再婚し、建物甲 (その敷地乙とあわせて時価4000万円) にGおよびHと居住していたが、Gとは養子縁組はしていない (右の当事者関係図を参照)。

```
graph TD
    A[A] --- H[H]
    A --- B[B]
    A --- CE[ ]
    CE --- C[C]
    CE --- E[E]
    C --- D[D]
    C --- F[F]
    H --- G[G]
```
2. 2022年6月にAは、大手有名企業に勤務していたCを辞めさせて自分の経営する丙社に入社させ、自らは代表権のない会長に退いて、Cを丙の代表取締役 に据えた。ところが、その後、AとCは、経営方針やAのHとの再婚などをめぐって激しく対立し、Cは、Aを「あんたは母をいじめた人でなしで父とは思わない。会社経営でも時代に後れた役立たずだ」などと人前でも罵倒するようになった。さらに、Cは、2023年6月の丙の株主総会において、Aの人格や従前の経営のやり方を非難する発言をしたうえ、会長職から解任した。
3. その頃から、Hとも不仲となり離婚も視野に入れて検討していたAは、体調をくずしたこともあり、同年8月1日、「Cを相続人から廃除するが、丙の全株式 (6000万円相当) はCに委ねる。甲と乙はGに与える。それ以外の財産 (総額2億円) はすべてDに相続させる。この遺言の執行は弁護士Iに依頼する。」という内容の第一自筆証書遺言書を作成し、Iと相談のうえ、法務局に遺言書の保管を委託した。
4. 2024年3月1日、CとHの不倫関係をも疑ったAは、「Hも相続人から廃除する。」という短い第二の自筆証書遺言書を書いた、とDに告げた。
5. 同年4月1日にAが死去し、上記の各財産のほか、J銀行に対する2000万円の債務が残された。Aの葬儀の後も第二の遺言書は出てこなかった。Dは、Aから聞いた事実4の内容およびHが第二の遺言書を密かに破棄したものと疑っていることをIに伝えた。

【設問 1】 【事実 I】を前提として、次の各問に答えなさい(【事実 II】は考慮しないこと)。この設問の現在時点は2024年4月30日とする。

- 問(1) I 弁護士は、Aの第一自筆証書遺言に従って、Cの廃除を家庭裁判所に請求する手続を進めているが、Aの遺産がだれにどのように相続されると考えて行動すればよいのか。
- 問(2) Hには何らかの権利があるか。また、Hが甲および乙の登記名義をGに得させるにはどうすればよいか。
- 問(3) Jは、誰に対していくらの支払を求めることができるか。

【事実Ⅱ】

6. Iの尽力により、甲および乙はGへの移転登記が行われた。ただ、甲は古くて大きな家だったので、持て余したHは、甲および乙を売却して、その代金でGとの生活費を確保し、借家で商売を行うことを考えた。
7. 2024年5月7日、Hは、Gを代理して、Kとの間で、甲および乙の売却の交渉を行った。Kは、甲を取り壊して乙を更地にする考えをHに話した。HとKは、甲および乙を3600万円で売買すること、ならびに、KがHに5月13日までに400万円の手付金を交付し、そのおりに正式の契約書に署名・捺印をする旨を合意した。
8. 5月8日には、さらにHとKは日程を交渉し、5月末までに内金2000万円の支払と引換えに乙につきKへの移転登記を行うべきこと、ならびに、6月末までに残代金1200万円の支払と引換えにGおよびHが甲から退去するべきことを合意した。
9. 5月10日、Hは、Lとの間で月額100万円前月末払の約定でL所有の2階建ての丁建物を6月1日から借り、丁の1階を商売用に改装してもよいことについて、Lとの間で合意した。同日、Hは、M建築会社との間で、請負代金300万円として、Lから借り受ける予定の丁を6月中に改装する請負契約を締結し、30万円の手付金をMに支払った。工事の残代金は、工事完了を確認して支払うことになっていた。
10. 5月12日に地震が生じて、甲が半壊した。5月13日、Kは、①Hとの本件売買契約は未成立であり、400万円の手付金を支払う気はない、②仮に本件売買契約が成立していたとしても、Hは、G所有の甲および乙を売却するにつき特別代理人の選任を行っておらず、本件売買契約は無効である、③仮に本件売買契約が有効に成立しているとしても、その完全な履行ができない以上、本件契約を解除する、などと主張した。
11. 困惑したHが、5月15日にLに相談したところ、Hに同情したLは、賃貸借契約は始期を延期してもよいし、解約したいなら応じると答えた。ところが、次に相談したMは、本件請負契約を解除したいなら手付30万円を放棄して欲しい、と回答した。

〔設問2〕 【事実Ⅰ】および【事実Ⅱ】を前提として、Hから相談を受けたI弁護士の立場に立って、次の各問に答えなさい。現在時点は2024年5月20日とする。

- 問(4) Hは、Kとの間で結んだ本件売買契約の履行を強制することができるか。
- 問(5) 仮にHがKとの本件売買契約の履行の強制を諦めるとした場合、Hは、本件請負契約を解除するために、Mに対して手付放棄をしなければならないか。
- 問(6) 仮にHがKとの本件売買契約の履行の強制を諦めるとした場合、HまたはGは、Kに対して、何らかの責任追及をすることができるか。

以上